

厚生労働省発障 0616 第 5 号  
平成 27 年 6 月 16 日

都 道 府 県 知 事  
指 定 都 市 市 長  
中 核 市 市 長  
各 一 部 事 務 組 合 の 管 理 者 殿  
広 域 連 合 の 長  
民 間 事 業 者 等 の 長

厚生労働事務次官  
( 公 印 省 略 )

地域生活支援事業費補助金及び障害者総合支援事業費補助金の国庫補助について

標記については、平成 21 年 8 月 25 日厚生労働省発障第 0825 第 1 号本職通知の別紙「地域生活支援事業費補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別添新旧対照表のとおり改正され、平成 27 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市、中核市、一部事務組合及び広域連合を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。